



熊本県公報

号外第 6 号

平成 21 年 4 月 1 日 (水)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例に基づく公共的団体の指定廃止…………… (交通・くらし安全課) 1
- 岡山市の全国自治宝くじ事務協議会への加入及び同規約の一部変更…………… (財政課) 1
- 岡山市の西日本宝くじ事務協議会への加入及び同規約の一部変更…………… (〃) 1

告 示

熊本県告示第 305 号

昭和 44 年 12 月 25 日熊本県告示第 1029 号の 2 (熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例に基づく公共的団体の指定) は、廃止する。
平成 21 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 305 号の 2

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 6 の規定により次のとおり告示する。
平成 21 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第 3 条第 2 号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 305 号の 3

岡山市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 6 の規定により次のとおり告示する。
平成 21 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第 3 条中「及び広島市」を「、広島市及び岡山市」に改める。

第 6 条中「二十人」を「二十一人」に改める。

第 17 条第 2 項中「及び広島県」を「、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の次に「、岡山県にあっては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもって岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。